

仕様書(案)

1 委託業務名

「和牛日本一鹿児島」プロモーション事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

3 業務目的

本県は、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会で「和牛日本一」の栄冠に輝いた鹿児島黒牛をはじめ、かごしま黒豚や黒さつま鶏等の畜産物、さつまいもやそらまめ等の農産物、ブリ、カンパチ、ウナギ等の水産物、黒酢や本格焼酎など、一流の食材及び県産品を多数有している。鹿児島県産和牛をメインとし、これらの食材を活用したレストランフェアを首都圏の有名シェフにより開催し、これらの県産品の認知度向上、高付加価値化を図り、継続的な取引や販路拡大に繋げる。

4 委託業務の内容

以下、(1)~(3)のイベントに係る企画・運営を行う。

(1) 産地視察の開催

シェフと生産者の関係性構築や生産者の食材に対する思いやストーリーを交えて紹介・宣伝することを目的に、レストランフェア開催シェフを招聘し、産地視察を実施する。

ア 実施期間及び時期

2泊3日で実施(予定:令和7年1月15日(水)~17日(金))

イ 視察先(案)

離島を除く県内全域

※詳細な視察先は、上柿元勝シェフと県で協議予定

ウ 参加者(予定)

○上柿元 勝シェフ(クラブ・デュ・タスキドール会長、鹿児島食の匠)

○日高 良実シェフ(クラブ・デュ・タスキドール会員)

○河野 透シェフ(クラブ・デュ・タスキドール会員)

○カメラマン(日高 良実シェフ関係者)

エ 費用等

航空券・宿泊等の手配・調整、費用の支払いは受託者が実施

産地視察参加者への日当等については県が定めた金額を支払うこと

※視察先を回る交通手段については県が手配・調整予定

オ 上柿元シェフによる産地視察食材試食会

(ア) 実施日(予定)

産地視察実施期間中

(イ) 会場(予定)

鹿児島市内のレストラン等

(ウ) 参加者(予定)

○日高 良実シェフ(クラブ・デュ・タスキドール会員)

○河野 透シェフ(クラブ・デュ・タスキドール会員)

○カメラマン

○県担当者

○産地視察実施生産者

(エ) 経費(食材費を含む)

メニュー開発, 当日にかかる食材費は県負担

会場使用料, スタッフ人件費など産地視察食材試食会の開催にかかる経費は, 受託者が負担

(オ) その他

産地視察食材試食会の実施に係るその他調整は受託者が実施すること。

カ その他

産地視察先との調整など, 産地視察実施に係る調整は受託者が実施すること。

(2) レストランフェアの開催

鹿児島県産和牛を中心とした県産食材を活用したレストランフェアを実施

ア 実施期間

令和7年1月下旬~2月下旬のうち3週間程度

イ 開催店舗(予定)

(ア) レストランテ アクアパッツァ(南青山): イタリアン

日高 良実シェフ

(イ) レストラン モナリザ(恵比寿): フレンチ

河野 透シェフ

ウ メニュー開発・フェア開催について

(ア) 鹿児島県産和牛をメイン食材として必ず使用すること。特に「和牛日本一鹿児島」をアピールすること。

(イ) 県と協議の上, 県産品を合わせて12品目以上提案すること。また, 県産品を使用する際は, 鹿児島県産であることをアピールすること。

(ウ) 使用する県産品は, メニューの定番化に対応できるものが望ましい。

(エ) フェア中に使用する食材について, シェフと生産者間の調整を実施すること。

エ 費用等

(ア) メニュー開発に係るサンプル費用は県が負担

(イ) フェア期間中にかかる食材費は開催店舗それぞれで負担

オ 上柿元シェフによるメニュー監修，デモンストレーション

(ア) 実施日(予定)

レストランフェア開催初日

(イ) 会場(予定)

レストランフェア開催店舗いずれかで実施

(ウ) 費用等

上柿元シェフの航空券・宿泊等の手配・調整，費用の支払は受託者が実施。また，上柿元シェフへのメニュー監修等に係る報償費は県が定めた金額を支払うこと。

カ その他

レストランフェア実施後に日高シェフ，河野シェフへのアンケートを実施すること。

(3) 鹿児島県産農畜産物やレストランフェアの効果的な周知活動

「和牛日本一」である鹿児島県産和牛や県産農畜産物，レストランフェア開催を飲食店関係者や一般消費者へ訴求できる媒体等を企画・選定し，PR等を実施すること。

5 成果報告

業務終了後は，4(1)~(3)についての実績及び成果等を内容とする委託業務実施報告書を紙媒体2部及び電子媒体で提出すること。

6 留意事項

- (1) 当事業による成果物については，その権利は県に帰属すること。
- (2) 当事業に関し，第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合，当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き，受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (3) 受託者は，本業務の執行にあたって，関係法令を遵守するとともに，業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

7 その他

- (1) 業務の実施に当たっては，県と十分に連携をとること
- (2) 本件に関し，疑義が生じた場合及び仕様書に記載の無い事項については，県と協議すること。
- (3) 本仕様書は業務の概要を示すものであり，業務内容の詳細については，委託者と受託者との協議により決定する。